

# 令和2年度事業計画

## 第1 基本方針

シルバー人材センター事業は60歳以上の健康な高齢者に生きがいと働きがいを与え、活力ある地域社会の実現に大きな役割を果たしてきている。

我が国は高齢化のさらなる進展により、総人口に占める65歳以上人口の割合が28.1%になり、世界的にも高齢化の進行している国の一つとなっている。同様に、三重県では29.4%となっているため、高齢者への迅速な対応が課題とされている。

政府は昨年12月に公表した「全世代型社会保障検討会議中間報告」において元気で意欲溢れる高齢者が、年齢にかかわらず働くことが出来る環境を整えることとし、70歳までの就業機会の確保の法制化を進めることとしている。法整備を進めるにあたり、個々の労働者の特性やニーズを踏まえた選択枝を用意する必要があるとされている。この就業機会確保のためにはシルバー人材センターの役割も期待されている。

県下の雇用失業情勢は、景気回復などを背景として大きく改善しており、人手不足の状況が依然として継続している。このような状況のもと、高齢者は長年の職業生活で培われてきた職業能力を有する有為な人材であり、若年労働者等に代わる有効な労働力として、企業等雇用先から大きな期待を持たれている。このため、働く意欲のある高齢者、女性、障害者等が活躍できるような全員参加型社会の構築が三重労働局においても進められている。

令和2年度においては特に新規会員の確保が重要であり、三重県連合会では全国シルバー人材センター事業協会において平成30年度に策定された「第二次会員100万人達成計画」に基づいた年次計画により会員拡大を行うこととする。

特にサービス業等での人手不足業務や地域の担い手が不足している介護周辺業務や育児支援を中心とした福祉・家事援助サービス事業において、シルバー会員の就業による課題の解消を推進すると共に、介護予防・日常生活支援総合事業などへの参加を一層進める取り組みを行う。

また、定年退職した後の再就職のためハローワークに登録する高齢者は一定数あるが人手不足に悩む企業では積極的に高齢者を募集しているため、就業条件の違いからシルバーに入会する高齢者が減少していると推測される。就職を希望する就業意欲の高い者もいる一方、引退後は趣味に没頭する等で再就職に意欲的でない者も見受けられるため、これら的高齢者にシルバー人材センターの魅力を発信する取り組みが必要である。

また、求人する事業主の中にも、高齢者の活用方法が判らない者もあり、これら的高齢者、事業主へシルバー人材センターが支援を行い、人手不足の解消と高齢者の就業促進を進めることで、現役世代の下支えや人手不足分野での労働力の確保に貢献出来るよう事業を推進する。

就業会員の安全確保については派遣会員の労災事故が増加している事への対応や就業前後の交通事故防止のため、センターが既存の会員に向け行う安全講習会等への積極的な支援を行う。

現在高齢者活躍人材確保育成事業では実施していない既存会員に向けた安全講習を外部講師により開催し、会員の安全就業の実現を支援する。

シルバー派遣事業においては、経理事務業務の集中化を可能なセンターから順次実施する。また、高齢法による業務拡大については、三重県担当部門と協働して指定作業の推進を行い、早期の指定を目指す。

シルバー派遣実施センターの業務面での支援や今後派遣を開始するセンターの開始支援を行う。

請負・派遣の業務や経理事務の実務担当者が適切な業務を行えるように、外部講師による業務面での実践研修を行う。

高齢者活躍人材確保育成事業では前年度に引き続き県内広域でのシルバー事業の周知・広報を行う。この事業は国の委託を受け実施するもので、今までにない多様な周知・広報活動で、単に会員を増やすというだけでなく、シルバー事業の内容から具体的な就業まで紹介する内容として特にメディアを利用した周知・広報活動を行い、広く一般の高齢者や企業にシルバー人材センターの最新情報を提供する。特に課題となっている女性会員の拡大を行うため、センターと協力しながら実施する。

以上の取り組みを地域のセンターと連合会が緊密な連携を図りながら、次に掲げる事項を重点として取り組み、それぞれの役割と特性に応じた事業を展開するものとする。

## 第2 実施計画

事業	実施事項及び概要	実施時期
1. 安全・適正就業推進事業	(1) 安全・適正就業対策推進委員会の開催 (2) 三重県安全就業推進大会の開催 (3) 安全・適正就業パトロールの実施 (4) 事故状況の把握・要因分析及び情報提供 (5) 安全・適正就業関係資料の作成及び配布 (6) センターの安全・適正就業研修への講師派遣 (7) 会員に対し草刈等安全講習を行い、安全意識を向上	6月, 2月 7月 9月~10月 随時 随時 随時 年間
2. シルバー派遣事業	(1) 県内全域でのシルバー派遣事業の積極的な展開 (2) 派遣事業未届センターの解消 (3) シルバー派遣事業推進委員会を開催し、派遣事業の推進の協議を行う。必要な場合は臨時に開催する。 (4) 派遣における経理事務集中化を順次実施する (5) 業務拡大は年度当初より三重県と協働し推進する。	年間 年間 年2回 秋以降 4月
3. 普及啓発事業	(1) シルバー連合会広報誌（会報シルバーみえ）を発行し、各シルバー活動拠点の全会員をはじめ全シ協、各都道府県連合会、関係行政機関・団体等に配付。 編集委員会の開催 (2) リーフレット・ポスター等の作成及び配付 シルバー入会案内リーフレット 10,000部 会員拡大ポスター 1,000部 (3) 普及啓発促進月間（10月）における取組 「三重県シルバーの日」における集中的なボランティア活動の実施。 (4) 全シ協機関紙の配付 「月刊シルバー人材センター」を購入し、地方公共団体及び関係機関に配布。 (5) シルバー会員手帳の配布 会員手帳（2021年版）を購入し各種機関等に配布。 (6) 広報・普及啓発活動の推進 シルバー事業の活動事例を新聞、テレビ等の報道機関に提供するなど積極的な広報活動を推進する。 県、市・町等が発行する広報誌（紙）で広報する。	1月 10月 年間 10月 年間 12月 年間

事業	実施事項及び概要	実施時期
4. 就業開拓・会員 拡大推進事業	(1) 業務担当・就業機会創出員研修会の開催 (2) 関係行政機関に対する各種公共事業の発注要請 (3) 拠点センターに対する独自事業の推進指導 (4) ハローワークで実施する高齢者面接会、退職者セミナー等でシルバー事業を広報する。 (5) ハローワークにシルバーの「お仕事情報」のコーナーを設置し情報提供を行う。 (6) 商業施設内でのシルバー事業の普及活動	8月 随時 随時 年間 年間 随時
5. 研修事業	(1) 役職員等研修会 シルバー事業の理念、組織運営及び業務運営等についての理解を得るとともに、それぞれの役割に応じた指導方法等の向上を図る。 ・新任理事研修会 ・新任監事研修会 (2) 東シ協主催による経験交流大会への参加（岐阜県） (3) 全シ協が主催する研修（新総合事業、福祉・家事援助サービス、適正就業、会員拡大・就業開拓、安全就業、中堅職員、シルバー派遣事業、職業紹介事業等）への積極的な参加。 (4) 東シ協の開催する職員会に積極的に参加する (5) 請負・派遣及び会計事務担当者研修会の開催	7月 6月 年間 7月 年間
6. センター設置 促進事業	(1) シルバー未設置町に対する設置勧奨及び連合未加入シルバーに対する加入勧奨 (2) 任意団体シルバー人材センターの法人化移行促進	年間 随時
7. 指導相談事業	(1) 年間を通じた各活動拠点に対する事務指導及び相談の実施 (2) 個別指導及び行政が実施する調査・監査等に対する立会の実施 (3) シルバー派遣事業及び職業紹介事業に係る指導	年間 10月～11月 年間

事業	実施事項及び概要	実施時期
8. 福祉・家事支援サービス事業	(1) 福祉・家事援助サービス月間の実施 (2) 「シルバーいきいきフェスタ 2020」の開催 (3) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況の把握及び取組事例の活用による事業立ち上げ支援	12月～1月 10月 随時
9. 高齢者活躍人材確保育成事業	(1) シルバー人材センター及び関係機関と連携して定年退職予定者、高齢者を使った事のない企業にむけ周知・広報を行い、会員拡大を図る取組を推進 (2) 非会員に向け就業体験を実施し、会員拡大を図る (3) 各種技能講習の実施及び実績管理 (4) 高齢者活躍人材確保育成事業連絡会議の開催 (5) 労働局との連携会議の開催 (6) 新規入会者を増加させる	年間 年間 年間 年1回 年2回 通年
10. 職業紹介事業	(1) 職業紹介事業未届センターの解消 (2) 全シ協主催の職業紹介責任者講習への参加	年間 随時
11. 会議の開催	(1) 定款に定める会議 ア. 理事会 イ. 定時総会 (2) その他の会議 ・ 事務局長会議 ・ 理事長会議	5月, 3月 6月 5月, 3月 9月, 1月
12. その他		